

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 13日

広島市長

提出者

住所 広島市大手町3丁目4-27

氏名 中国電力(株)中電病院

病院長 河村 寛

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-241-8221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中国電力(株)中電病院
--------	-------------

事業場の所在地	広島市大手町3丁目4-27
---------	---------------

計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日
------	-----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
--------	-----

②事業の規模	病床数 248床
--------	----------

③従業員数	293人
-------	------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「廃棄物処理フロー図」のとおり
---------------------	-------------------

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（ 2022 年度）実績量
 計画：今年度（ 2023 年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
感染性産業廃棄物	148.2	145										148.2	145	148.2	145						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	指定下水汚泥																				
	鉱さい																				
	廃石綿等																				
	燃え殻																				
	ばいじん																				
	廃油（金属を含むもの）																				
	汚泥（金属を含むもの）																				
廃酸（金属を含むもの）																					
廃アルカリ（金属を含むもの）																					
合計	148.2	145	0	0	0	0	0	0	0	0	0	148.2	145	148.2	145	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)管理責任者:副院長(小出 圭)

マニフェストの管理:事務局総務担当

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物と一般廃棄物および感染性を除く産業廃棄物の仕分けを安全性を重視しながら行い、排出の抑制を図る。 また、2020年12月から新型コロナウイルス感染症の影響により、排出量が増えている状況(感染者使用リネン類の処分等)であったが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が終息したことにより、廃棄物量は減少した。
②計画 (今後実施する予定の取組)	前年度に引き続き、感染性廃棄物と一般廃棄物を可能な限り仕分けし排出量の抑制を図る。また、年に一回廃棄物の分別についての教育を行うことにより、職員の意識の向上に努める。 新型コロナウイルス感染症の影響による感染性廃棄物排出量の抑制については、感染者が使用したリネン類はこれまでと同様、水溶性ランドリーバッグを使用することにより通常の洗濯を行うことで、感染者使用済みリネンの排出量の抑制を図っている。(今後も継続)

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性廃棄物については、専用の容器(エコペール)に入れて、蓋をしたうえで、専用保管庫に施錠して保管している。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>なし</p>

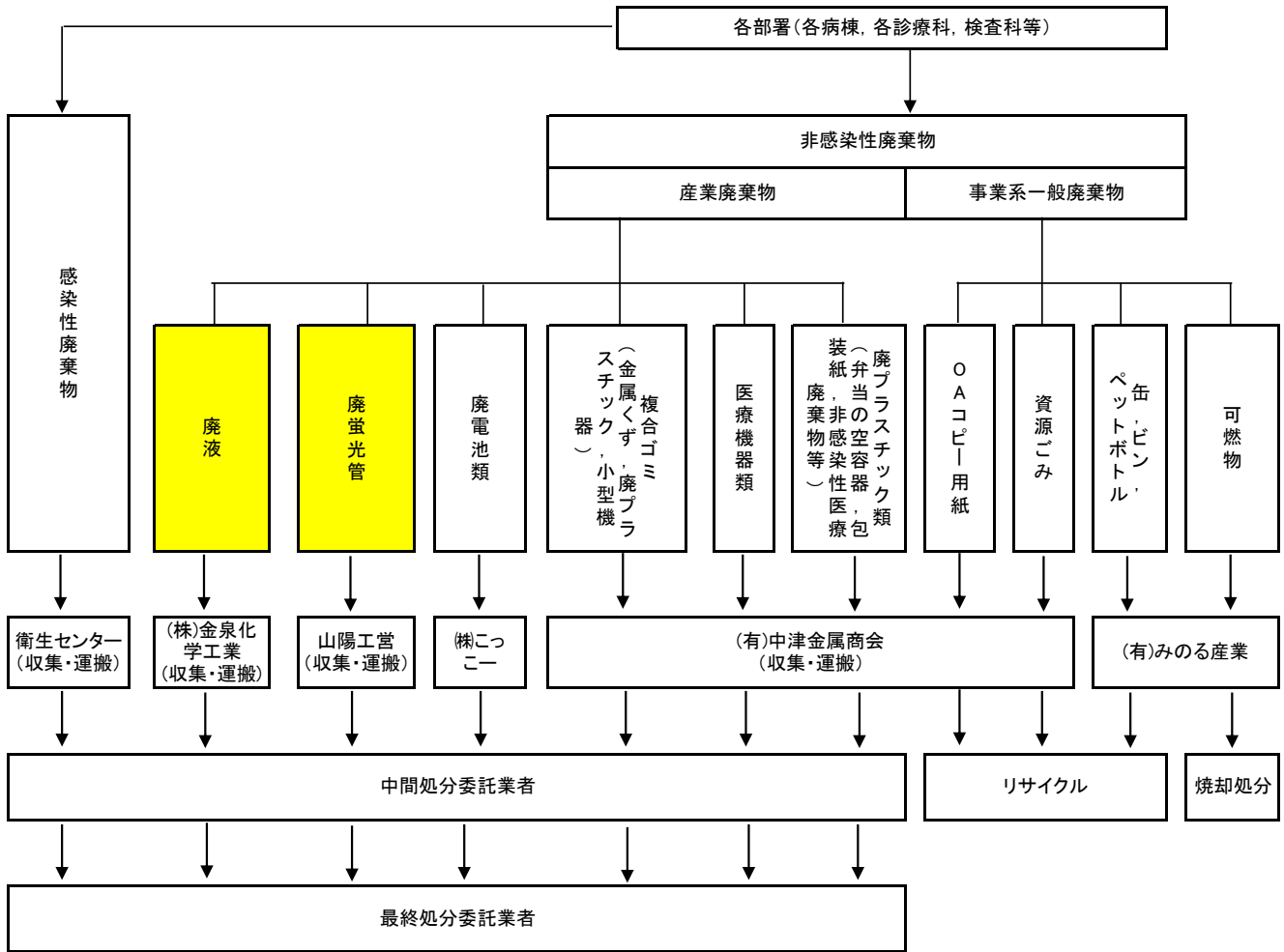
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>週2回(火, 金)の回収に立ち会い, 回収量を受渡確認票2枚(委託先用, 当院用)にそれぞれ記入し実績の把握, 管理をしている。また, マニフェストについては電子マニフェストを活用しており, EDIシステムへ回収の都度, 回収量を登録している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>引き続き, 上記内容を継続実施し, 回収量の把握に努める。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>148.2 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>特別管理産業廃棄物の排出については電子マニフェストで対応する。</p>

廃棄物処理フロー図



※塗りつぶし箇所は紙マニフェストによる管理